(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年7月1日

山口県知事 様

提出者

住 所 山口県宇部市東岐波685 独立行政法人国立病院機構 山口宇部医療センター 院 長 亀 井 治 人

電話番号 0836-58-2300

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 2 第 10 項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事	業場の名称	独立行政法人国立病院機構 山口宇部医療センター
事	業場の所在地	山口県宇部市東岐波685
計	画期間	令和6年4月1日~令和7年3月31日
当記	亥事業場において現に行っ	っている事業に関する事項
	①事業の種類	病院
	②事業の規模	病床365床
	③従 業 員 数	440人
	④特別管理産業廃棄物 の一連の処理の工程	収集運搬については収集運搬業者に委託。 処分については、処分業者に委託し電気融解または焼却による中間 処理にて実施。

(日本産業規格 A列4番)

特別		 係る管理体制に関す	 る事項							
	(管理体制図)									
	職場責任者 特別管理産業廃棄物管理責	手術] 任者 外来	──各病棟看護師長──手術室看護師長──外来看護師長──臨床検査技師長							
		企画	管理部門 企画課契約係 (廃棄物の管理、委託業者との契約など)							
胜口	川笠田玄米彦玄畑の北山の	 								
行万	川管理産業廃棄物の排出の		(中年) 字纬】							
		【前年度(令和5年	T	-1.1.1.1t->.1						
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油						
		排出量	205. 02 t	0. 4536 t						
	①現状	(これまでに実施した取組)								
		・感染性廃棄物と非感染性廃棄物の分別の周知及び徹底。								
		【目標】								
		産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油						
		排 出 量	200 t	0.4 t						
	②計画	(今後実施する予定の取組) ・感染性廃棄物と非感染性廃棄物の分別の再周知及び徹底。定期的な勉強会を開催。								
特別	川管理産業廃棄物の分別に	関する事項								
	①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別マニュアル、廃棄物処理規程の作成。								
	②計画		(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) E期的な勉強会開催。							

自	ら行う特別管理産業廃棄	物の再生利用に関する事項									
		【前年度(年度)実績	ŧ]								
		特別管理産業廃棄物の種類									
	①現状	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t							
	3270	(これまでに実施した取組)									
		【目標】									
		特別管理産業廃棄物の種類									
	②計画	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t							
	(4) 日 四	(今後実施する予定の取組)									
自	っ行う特別管理産業廃棄	物の中間処理に関する事項									
		【前年度(年度)実績】									
		特別管理産業廃棄物の種類									
		自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t							
	①現状	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t							
		(これまでに実施した取組)									
		特別管理産業廃棄物の種類									
		自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t							
	②計画	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t							
		(今後実施する予定の取組)									

自ら行う特別管理産業層	産棄物の埋立処分に関する事項										
	【前年度(年度)実績】										
	特別管理産業廃棄物の種類										
①現状	自ら埋立処分 を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t								
	(これまでに実施した取組)	(これまでに実施した取組)									
	【目標】										
	特別管理産業廃棄物の種類										
②計画	自ら埋立処分 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量	t	t								
	(今後実施する予定の取組)										
特別管理産業廃棄物の別	1.冊の季託に関する事項										
初州自经歷来洗来物等人	川管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項 【前年度 (年度)実績】										
	特別管理産業廃棄物の種類										
	全処理委託量	t	t								
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t								
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t								
①現状	認定熱回収業者への 処理 委託 量	t	t								
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t								
	(これまでに実施した取組)										

(第5面)

		【目標】						
		特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油					
		全処理委託量	200 t	0.4 t				
		優良認定処理業者への 処理委託量	t	t				
		再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t				
	②計画	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t				
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t				
		(今後実施する予定の)取組)					
		【前年度(令和5年度	度)実績】					
電	2.情報処理組織の使用	特別管理産業房 排 出 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物)	205. 4736 t					
電子情報処理組織の使用に関する事項		(今後実施する予定の取組等) 本年も引き続き電子マニフェストシステムを使用する。						
※ 事	事務処理欄							

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
- (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工 事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分 かるような前年度の実績を記入すること。
- (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、 全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関す る法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再 生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項 の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収 を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と 記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種 類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内 容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入 すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画書(補足)(令和6年度計画)

別紙2-2

多量排出事業者 名 称	独立行政法人国立病院機構 山口宇部医療センター	所在地(市町名)	宇部市	事業の種類	病院
-------------	-------------------------	----------	-----	-------	----

(単位:トン)

			排出抑制に	関する事項	自ら行う再生利	用に関する事項		自ら行う中間処	理に関する事項		自ら行う埋立処分	}等に関する事項					処理委託に	関する事項				(
区分			排出	量	自ら再生和 産業廃	利用を行う 関物の量	自ら熱回 産業廃変	収を行う 乗物の量	自ら中間処理/ 産業廃棄	こより減量する そ物の量	自ら埋立処分又 を行う産業	は海洋投入処分 廃棄物の量	全処理	委託量	優良認定処 処理	理業者への 委託量	再生利用 処理:	再生利用業者への 処理委託量 認定熱回収業者への 処理委託量 処理委託量			認定熱回収業者以外の熱回収 を行う業者への処理委託量	
	科	重 類	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
	廃油		0.4536	0.4									0.4536	0.4								
特	廃酸																					
別	廃アル	, カリ																				
理	感染性	上産業廃棄物	205.02	200									205.02	200								
産	PCB																					
業	PCB汗	 																				
棄	PCB処	心理物																				
物	廃石綿	等																				
	有害産	E業廃棄物																				
	ā	it (B)	205.4736	200.4	0	0	0	0	0	0	0	0	205.4736	200.4	0	0	0	0	0	O	C	0